

香川県職業能力開発審議会条例

昭和44年10月16日  
条例第31号

改正 昭和60年10月16日 条例第23号 平成11年12月22日 条例第45号  
平成13年10月23日 条例第46号

香川県職業訓練審議会条例をここに公布する。

香川県職業能力開発審議会条例

題名改正〔昭和60年 条例第23号〕

香川県職業訓練審議会設置条例（昭和33年香川県 条例第30号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正〔平成11年 条例第45号〕、一部改正〔平成13年 条例第46号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、それぞれ同数とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

（特別委員）

第3条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

（会長）

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者として任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県 条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 知事の附属機関中

|                  |              |        |   |
|------------------|--------------|--------|---|
| 「 香川県職業<br>訓練審議会 | 委員 日額 1,000円 | 委員 3等級 | 」 |
|------------------|--------------|--------|---|

を

|                     |                                   |                         |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 「<br>香川県職業<br>訓練審議会 | 委員 日額 1,000円<br>特別委員日額 1,000<br>円 | 委員 3 等級<br>特別委員 3<br>等級 |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------------|

」

に改める。

附 則（昭和60年10月16日 条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に香川県職業訓練審議会の委員である者は、当該委員の任期が満了する日までの間は、第3条の規定による改正後の香川県職業能力開発審議会条例第2条第2項の規定により任命された委員とみなす。

附 則（平成11年12月22日 条例第45号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月23日 条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。